

令和6年 第5回臨時会

西川町議会会議録

令和6年10月21日 開会

令和6年10月21日 閉会

西川町議会

令和6年西川町議会第5回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長あいさつ	4
○議案の上程	4
○提案理由の説明	5
○議案の審議・採決	6
○閉議・閉会の宣告	1 4
○署名議員	1 5

令和6年西川町議会第5回臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和6年10月21日（月）午前11時00分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

承認第 6号 令和6年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認
について

承認第 7号 令和6年度西川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認
について

議第 56号 財産(旧西川町立入間小学校体育館及び敷地)の処分について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

承認第 6号 令和6年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認
について

承認第 7号 令和6年度西川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認
について

議第 56号 財産(旧西川町立入間小学校体育館及び敷地)の処分について

出席議員（10名）

1番 佐藤 大 議員

2番 飯野 幹夫 議員

3番 後藤 一夫 議員

4番 荒木 俊夫 議員

5番 佐藤 仁 議員

6番 佐藤 光康 議員

7番 大泉 奈美 議員

8番 佐藤 耕二 議員

9番 古澤 俊一 議員

10番 菅野 邦比克 議員

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	松 田 淳 一 郎 君	企 画 財 政 課 長	大 泉 健 君
健 康 福 祉 課 課 長	荒 木 真 也 君	み ど り 共 創 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	渡 邊 永 悠 君
か せ ぐ 課 長	石 川 朋 弘 君	監 査 委 員	古 沢 美 代 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯 野 勇 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 歆 那 君		

〔開会時刻 午前 9時30分〕

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、これより令和6年西川町議会第5回臨時会を開会します

◎開議の宣告

○菅野議長 これから、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番 後藤一夫議員、4番 荒木俊夫議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎町長のあいさつ

○菅野議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 皆様おはようございます。

本日、令和6年第5回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

昨日も月山和牛三酒祭りにご参加いただきました町議会議員の皆さま、どうもありがとうございました。本日の山形新聞でもありましたとおり、鈴木憲和代議士の立候補者の地方創生のコメントのところで、国全体では産業と大学をはじめとした拠点を東京から地方

に分散させると同時に、寛容で多様性を認める地域であることが必要とされています。これは私も何回も申し上げている事でございます。更に西川町の様に国の政策を上手く活用仕切れば、人口減少に歯止めをかけることが出来る地元自治体と国との連携が大切だと云うふうに新聞には書いておりました。正に西川町はそれを具現化してる自治体だという事を国の中枢にいる副大臣の方からも評価いただいたという事でございます。ですので、タブレットをお配りしたのは、これは病院とこれから始まるであろう水道事業数十億円掛かります。こういった数十億円を国の方針に従って得るためには、今ある生活費をなるべく国のお金で生活して、それでその浮いたお金をですね補助金のない水道事業や道路、病院の方に生活インフラの方に振り替えていくというような財政運営をわたくしは行っておりますので是非ご協力とご理解のほど頂いてですね、これは日本で行っている自治体というのはほとんどありませんから、ぜひ今までの常識とは違う行政運営をしておりますので、勉強会毎月開催しておりますので、もし個別にでも構いませんので、この辺り分からないんだという事があれば是非個別に対話をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

本日は、9月20日に発生した大雨による災害復旧に係る経費および第50回衆議院議員総選挙にかかる経費の補正予算案並びに町有財産である旧西川町立入間小学校体育館及び敷地の処分について、急を要する議案が生じてまいりましたので、臨時会を招集いたしましたところでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ臨時会のあいさつといたします。

○菅野議長 以上で町長あいさつは終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第4、議案の上程を行います。

承認第 6号 令和6年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認について
承認第 7号 令和6年度西川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について
議第 56号 財産(旧西川町立入間小学校体育館及び敷地)の処分について
以上3議案を上程します

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第 5、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程された議案についてご説明致します。

承認第 6 号は、令和 6 年度西川町一般会計補正予算(第 6 号)の専決処分の承認でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 9 月 30 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため、提案するものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,050 万円を追加し、総額を 81 億 6,777 万 3 千円としたものです。内容は 9 月 20 日から 23 日の豪雨により発生した土木及び農林業施設災害の復旧経費の追加でございます。歳出は第 11 款災害復旧費、財源は第 19 款繰越金、及び第 21 款町債を追加するものでございます。

承認第 7 号は、令和 6 年度西川町一般会計補正予算(第 7 号)の専決処分の承認でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 10 月 9 日付けで専決処分をしたので同条第 3 項の規定により承認を求めるため提出するものでございます。規定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 818 万 2 千円を追加し、総額を 81 億 7,595 万 5 千円とするものでございます。内容は 10 月 27 日投開票の衆議院議員総選挙執行経費の追加でございます。歳出は第 2 款総務費、財源は第 15 款支出金、及び第 19 款繰越金を追加するものでございます。

議第 56 号は、財産の処分についてでございます。町有財産を買取り人に売り渡すために地方自治法第 96 号第 1 項第 8 号の規定により提案するものでございます。以上ご説明申し上げましたが詳細については担当課長が説明いたしますのでよろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

承認第 6 号令和 6 年度西川町一般会計補正予算(第 6 号)の専決処分の承認についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。大泉企画財政課長。

〔大泉企画財政課長 登壇〕

○大泉企画財政課長課長 承認第6号、令和6年度西川町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。この専決処分につきましては、9月20日から23日の豪雨により発生いたしました公共災害復旧申請の為の測量設計や、緊急的に復旧が必要になった案件が出来ましたので、9月30日一般会計補正予算第6号につきまして専決処分し、経費予算を措置したものでございます。予算の内容につきまして説明申し上げます。お手元の議案書の予算書令和6年度一般会計補正予算第6号をご覧くださいと思います。予算書の1ページ規定の歳入歳出予算の総枠にそれぞれ2,050万円を追加したものであります。つづきまして初めに歳出について申し上げます。予算書8ページです。8ページ3歳出であります。第11款第1項土木施設災害復旧事業費につきましては、豪雨により発生しました町道の災害復旧経費及び公共土木施設災害復旧申請の為の測量設計と査定資料作成業務を追加しております。特定財源につきましては一般単独災害復旧事業債300万円を追加したものであります。第2項農林業施設災害復旧事業費につきましては、農林業施設災害復旧事業補助金及び林業の公共災害復旧申請の為の測量設計等査定資料作成業務、それから基幹林道の応急復旧費を追加したものであります。続きまして歳入につきまして申し上げます。5ページに戻りまして歳入です。歳入につきましては第19款繰越金1,750万円及び21款町債300万円を追加したものであります。最後に地方債の変更について申し上げます。4ページになります。4ページ目第2表地方債補正をご覧ください。地方債の補正につきましては、町単独土木災害復旧事業の変更を行ったものであります。以上のとおりでありますのでよろしくご審議の上承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第6号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○菅野議長 承認第7号令和6年度西川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。大泉企画財政課長。

〔大泉企画財政課長 登壇〕

○大泉企画財政課長 承認第7号令和6年度西川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。この専決処分につきましては衆議院が10月9日に解散したことにより第50回衆議院議員総選挙が10月15日公示、10月27日執行が決定されたことにともないその費用を緊急に予算措置とする必要が生じたことから10月9日に一般会計補正予算(第7号)について専決処分し経費予算を措置したものであります。予算内容につきまして申し上げます。お手元の議案書の予算書令和6年度一般会計補正予算(第7号)をご覧くださいと思います。1ページ目、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ818万2,000円を追加したものであります。歳出について説明を申し上げます。7ページ目をご覧くださいと思います。7ページ3歳出であります。第2款第4項第4目衆議院議員選挙費につきまして、投開票事務に係る人件費や物件費などの選挙執行経費を追加したものであります。特定財源につきましては衆議院議員選挙費委託費774万2,000円を追加したものであります。続きまして歳入について申し上げます。戻りまして4ページ目の歳入をご覧くださいと思います。歳入につきましては第15款県支出金774万2,000円及び19款繰越金44万円を追加したものであります。以上のとおりでありますのでよろしくご審議の上ご承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第7号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。。

○菅野議長 議第56号 財産(旧西川町立入間小学校体育館及び敷地)の処分についてを議題とします。

提案理由の補足説明を求めます。石川かせぐ課長。

〔石川かせぐ課長 登壇〕

○石川かせぐ課長 議第 56 号財産(旧西川町立入間小学校体育館及び敷地)の処分について補足説明を申し上げます。町有財産である旧西川町立入間小学校体育館及び敷地を売払うため提案するものであります。処分する財産につきましては、昭和 56 年に取得した平屋建鉄骨造床面積 561 m²の体育館及び西川町大字入間字広表 223 番の 1 他 12 筆、総面積 9,860.11 m²の敷地でございます。この度、本町において地域資源を活用した産業振興を目的に新たな事業に着手されるため、寒河江市大字緑町 227 番地の 1 青山建設株式会社代表取締役青山龍平と 1,300 万円で不動産売買契約を締結しようとするものであります。売買金額の算出につきましては、町が 3 年に一度行っている近傍地の鑑定価格に町の評価補正率及び評価倍率をかけた金額から、現存する体育館の解体費用等を差し引いた金額により算出したものでございます。なお地元入間区からも事業概要の説明や既存の現存物の取り扱いなどについてお話をいただいていることもあり、今後買取人と調整を行い対応していくものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番佐藤光康議員

○6 番(佐藤光康議員) 一つ質問します。入間の、旧入間小学校のグラウンドは指定緊急避難場所になっています。災害の危険から命を守る為に緊急的に非難する場所が入間小学校のグラウンドでした。被災者が一定期間生活するための指定避難所が入間公民館という事になります。指定緊急避難場所のグラウンドがですね、無くなるという事でその代わりとなる緊急避難を町はどのように考えておられるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は、佐藤総務課長

佐藤総務課長

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。避難場所、これにつきましては当然今回処分という形になった暁には、地区内のその他の状況等それらを勘案しながら自主防災組織、入間地区の自主防災組織と十分に検討して、必要に応じて指定するものというふうに認識してお

ります。以上でございます。

○菅野議長 6 番佐藤光康議員

○6 番（佐藤光康議員） 入間地区はですね、寒河江川と山に挟まれた地域になります。山際はですね土砂災害の警戒区域なんです。で、寒河江川が洪水警戒区域という事でその間にある入間地区という事になります。入間地区で一番安全な場所というのは結局、やはり今の旧入間小学校体育館、グラウンド、そして入間公民館の所になるわけです。大雨になったらですね、やはり土石流の恐れがある所もある訳ですから、4.5 年前も大きな被害がありました。ですから、大雨で車で逃げて今まではグラウンドでしたけど、今度はどこに逃げたらいいかという事で非常に困ってるわけです。もしグラウンドがそうなればですね。今入間地区で話し合ってるのは、入間公民館の周辺あたりを整備していただいて緊急避難場所としてなれば一番良いのではないかと言う話し合いになってるところです。やはり町として売却するわけですから、町で責任を持って入間地区の緊急避難場所を整備して戴きたいというふうに考えてるわけですけどいかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は、菅野町長

菅野町長

○菅野町長 そのご質問をですね 6 月議会でぜひ言って下さい。何でかって質問の項目にあったじゃないですか。質問の項目にあったのにして下さいねって言うのは、だったらその時にもっと早く答弁出来てます。責任もってやりますこんなの、当たり前じゃないですか。

○菅野議長 6 番佐藤光康議員

○6 番（佐藤光康議員） ちょっと議長、おかしいじゃないですか。当たり前じゃないですか、暴言ですよ。当然入間地区としてこういうような考えで今いるわけで、町が緊急避難場所をですね売却するわけですから当然町として、入間地区としては当然入間区民のですね生活や命の問題ですからね、ぜひ町として取り組んで戴きたいと強く求めます。

○菅野議長 答弁は、菅野町長

菅野町長

○菅野町長 そんなの当たり前じゃないですか。指定避難場所を指定しないなんて、そんなことあり得ない。私は危機管理の専門家でありますので、そういったこと一切しません。ですので是非ですね町議会議員の皆さんもそういうふうに質問する時間あって質問するよって言うてんののに、ルール守って是非質問してくださいね。せっかく入間の事を 6 月にご質問いただ

くような要求をしていたわけですから、それをしなかったのは議会の皆さまの方です。是非こういった大事な議論せつかく質問通告にあるのに、これ答えこちらで用意してました。6月にこの答えは引き出せたはず。その時も指定避難所に関してはちゃんと区の方と話し合いながら決めていきますと言うのは私等はもう半年前にこんな答弁は出来るわけです。是非その時に早めに区の要望に応じて聞いていただきたいと思います。

○菅野議長 次の質問ございませんか。

○菅野議長 4番荒木俊夫議員

○4番（荒木俊夫議員） 今回普通財産を売却するという事でありますので、これはこれで行政としては使う見込みがないと云う事でありますから、これ買受けかなりの面積になる訳ですけど、買受けされる方がここをどのように活用されるのかお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は、石川課長

石川課長

○石川課長 ご質問の件でございますけれども、今現在はこちらの方に改めて施設の建設と既存の体育館を利用しそちらを倉庫としてお使いになるというふうにお聞きをしております。以上です。

○菅野議長 4番荒木俊夫議員

○4番（荒木俊夫議員） 地域の方もいらっしゃいますので、きっと地域の方に迷惑をかけるような施設ではないと思いますけども、利用計画等おわかりでしたら今後その時にはご説明お願いしたいと思います。

○菅野議長 その他質問ございませんか。

○菅野議長 今後の計画が出てきた段階での説明で良いという事でしょうか。

○菅野議長 4番荒木俊夫議員

○4番（荒木俊夫議員） 企業としては活用されていくと思いますけれども、決して控除凌辱に反するような施設ではないと思いますし、どのように活用されるのかやはり皆さん知りたいと思いますのでお聞きした所です。

○菅野議長 町長答弁しますか。

○菅野町長 なるべく、民間に売ったものをですね売り払い契約書で書かない限りですね法的に示せと言うことはできない訳ですね。これご承知ですよ皆さん。ご承知ですよ。ですので、今回は売り払い契約書に条件というのは付けませんけれども財務の方はわたくし見させて

いただきますというふうに申し上げました。ただその際にも計画の方を契約の方に付けるのではなくてですね、財務の健全性と計画に関しては見させていただきますというふうにこれから約束をしたいと思います。ただそれをですね。行政の皆さんに、議会の方に開示するというのは、わたし民間企業のほうの法人情報の開示にあたる訳ですからこれは慎重に判断しなくちゃいけないと思ってます。もしよろしければ個別にお聞き下さい。

○菅野議長 よろしいですか。その他質問ございませんか。

○菅野議長 その他質問なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。
議第 56 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

会議を閉じ、令和 6 年西川町議会第 5 回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

〔閉会時刻 午前 11 時 30 分〕

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員